平成２１年（フ）第８８０号
横浜市磯子区森５丁目９番27号
破産者　瀬之口一寿
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２３４号
静岡県沼津市本字千本郷林1907番地の10
破産者　髙嶋　永子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２８１号
18　Ｂｒｉａｒｇｌｅｎ　Ｉｒｖｉｎｅ，ＣＡ92614　ＵＳＡ、開始決定時の住所静岡県沼津市北高島町３番３号
破産者　中川　輪香
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第５７４号
静岡県磐田市西貝塚562番地４
破産者　神谷　利廣
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成１９年（フ）第３４６６号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　419号棟104号室
破産者　春日井石油こと　春日井　樹
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８３号
京都府南丹市園部町小桜町67番地１
破産者　中山　規行
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２０年（フ）第１５０９号
神戸市北区甲栄台１丁目13―１―622号、開始決定時の住所神戸市北区星和台２丁目85番地の４
破産者　岸本　政昭
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３７号
兵庫県宝塚市山本丸橋１丁目７番５号　北山ハイツⅠ・101、開始決定時の住所兵庫県宝塚市売布東の町12番13号
破産者　林　　幸子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１３２１号
広島市西区大宮１丁目１－１　ルート大宮408、住民票上の住所広島市安佐北区あさひが丘４丁目12番29号
破産者　井上　安幸
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７号
広島市西区高須台４丁目４番６号
破産者　内藤　紀彦
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１１１号
香川県観音寺市大野原町花稲547番地２
破産者　合田　光重
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成１９年（フ）第４６３号
長崎県諫早市馬渡町８番地12、開始決定時の住所長崎県諫早市貝津町2861番地
破産者　田中　信夫
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成１９年（フ）第４２０６号
札幌市南区真駒内緑町３丁目２番４―203号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸１条６丁目２番Ｂ１―204号
破産者　城寶　秀俊
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第４２０７号
札幌市南区真駒内緑町３丁目２番４―203号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸１条６丁目２番Ｂ１―204号
破産者　城寶ケイ子
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３１２１号
札幌市北区北32条西５丁目１番23号　カルム北斗星1102号室、住民票上の住所北海道歌志内市字神威277番地４
破産者　星山　僚野（旧姓干山）
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１５１号
秋田県大仙市戸地谷字大和田163番地
破産者　後藤　　猛
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第２５８号
大阪府泉佐野市日根野2315番地の５
破産者　八田　眞一
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係